

平成 28 年 6 月 6 日
企業年金連合会

企業年金連合会における年金支給額変更通知内容及び支給誤りについて

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、企業年金連合会からお支払いする年金支給額に変更が生じる方に対して、平成 28 年 5 月に「企業年金連合会老齢年金支給額変更通知書(以下、「通知書」といいます。)」を作成しましたが、そのうち 68 名の受給者の方に対して支給額が誤った「通知書」を作成、送付していたことが判明しました。

判明した 68 名のうち 52 名の受給者の方に対しては、支給額の修正を行い、支払日の 6 月 1 日に、正しい支給額にて支払処理を完了しております。

しかしながら、16 名の受給者の方に対しては正しい支給額による支払いができず、「通知書」に記載した誤った支給額にて支払われております。「通知書」に記載した誤った支給額は正しい額よりも大きい額であったことから、この差額をお返しいただく処理をさせていただくこととなります(総額約 180 万円)。

受給者の方にご迷惑をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

(照会先)
年金サービスセンター 企画調整課
田中・佐藤
電話:03-5401-8730